

「酒類小売業者の概況」について（平成25年度分）

「酒類小売業者の概況」は、酒類小売業者について、業態別、小売数量規模別及び売上高規模別等にその実態を明らかにし、併せて酒類行政上の資料とすることを目的として、酒類小売業者から提出された『『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書（平成26年4月1日現在）』及び「酒類の販売数量等報告書（平成25年度）」（以下これらを「報告書」という。）の各欄に記載された数値を集計し、公表するものである。

(1) 対象者

平成26年3月31日現在において、次の酒類販売業者（平成25年度中に酒類の販売をしていない者を除く。）から提出された報告書を基に集計を行ったところ、公表の対象となる酒類小売業者は101,232者、これに係る酒類販売場数は162,782場である。

イ 全ての酒類を販売することができ、かつ、販売方法に小売に限る旨の条件が付されている免許（期限付及び特殊のものを除く。）を有する酒類小売業者

ロ 販売方法に条件が付されていない免許を受けている酒類の販売場を有する者で小売数量の合計が全販売数量の50%以上である者

(2) 調査対象期間

調査対象期間は、法人については平成25年12月31日直前終了事業年度分、個人については平成25年分とした。

なお、酒類の小売販売数量については、平成25年4月1日から平成26年3月31日の間の数量とした。

（注1） 次の①～⑤に掲げる各調査項目の酒類販売場及び酒類小売業者の数は、集計に際して、提出された報告書の調査項目が空欄であった場合や規定外数値等が記載された場合などのデータを除外していることから、各集計表の販売場数等の合計値は一致せず、次のとおりとなっている。

- ① 酒類売場面積に関する項目：132,994場（対象場数の81.7%）
- ② 営業時間：147,133場（同90.4%）
- ③ リターナブルびんの回収の有無：146,177場（同89.8%）
- ④ 中小企業者割合：46,798者（同46.2%）
- ⑤ 事業者の経営状況：60,805者（対象者数の60.1%）
- ⑥ 酒類に関する経営状況：43,646者（同43.1%）

（注2） 国税局区分については、事業者の本店所在地（個人については住所地）により区分した。